



# APO\_社労士通信

## 改正労働基準法① 時間外労働の限度基準の見直しと割増賃金率の引上げ

2010年4月1日施行の労働基準法改正のポイントについて今回から2回シリーズで解説します。

### 1. 時間外労働の限度基準の改正

1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて労働させる場合や週1日又は4週4日以上法定休日に労働させるためには、従業員の過半数代表者等と36協定を締結し、労働基準監督署へ届出することが必要です。この法定時間外労働の限度に関しては、厚生労働省から「時間外労働の限度に関する基準（H.10厚労省告示154号）」が示されていますが、その限度時間を超えて労働させなければならない特別の事情が予想される場合には、一定の要件を満たした「特別条項付36協定」を締結する必要があります。

今回の改正により「時間外労働の限度に関する基準」が改正になり、「特別条項付36協定」を結ぶ際には、新たに

- ① 限度時間を超えて働かせる一定期間（1日を超え3ヶ月以内の期間、1年間）ごとに割増賃金率を定めること
- ② ①の率が法定割増賃金率（2割5分以上）を超える率にするよう努めること
- ③ そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること

が必要になります。（この改正は、2010年4月1日以降に特別条項付36協定を締結、更新する場合は対象になります。）

### 2. 法定割増賃金率の引上げ

月60時間を超える法定時間外労働に対し、使用者は5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

#### ◎延長時間ごとの割増率の設定例

延長時間 45時間以内 ⇒ 2割5分

延長時間 45時間超 60時間以内 ⇒ 3割（努力義務である法定の2割5分を超える率としています。）

延長時間 60時間超 ⇒ 5割

◎深夜労働は別にカウントし合算しますので、深夜の時間帯に1ヶ月60時間を超える労働をさせた場合は、深夜割増賃金率（2割5分以上）+ 時間外割増賃金率（5割以上）= 7割5分以上 となります。

◎1ヶ月60時間を超える法定時間外労働の算定には、法定休日（例えば日曜日）に行なった労働は含まれませんが、法定外休日（例えば土曜日）に行なった時間外労働時間は含まれます。給与計算を容易にするためには、法定休日と法定外休日を明確に分けた方がいい場合があります。

#### ◎中小企業への適用猶予

月60時間を超える法定時間外労働に対する法定割増賃金率の引上げ関係は、「資本金または出資の額」または「常時使用する労働者数」のいずれかが下表に該当する場合には適用が猶予されます。（法施行3年後に見直し予定）なお、中小企業の判断は、事業場単位ではなく企業単位で行なわれますので注意が必要です。

業種	資本金の額または出資の額	または	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他	3億円以下		300人以下



## 知っておきたいミニ知識(労働基準法)

### 第 22 回 割増賃金計算時の端数処理

労働基準法第24条の賃金の全額払いの原則により、賃金は本来厳密に計算し支給すべきものですが、賃金支払事務の簡素化等のために、労働者の不利にならないようなものは違法としては取扱わないとして通達されているものがあります。その中から割増賃金に関する端数処理をご紹介します。

◎次の方法は、常に労働者の不利になるものではないので法24条、37条違反としては取扱わない（昭63.3.14基発150号）

- ① 1ヶ月の時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げること。
- ② 1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げること。
- ③ 1ヶ月における時間外労働、休日労働、深夜業の各々の割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、②と同様に処理すること。

残業時間のカウントを15分単位とし、15分に満たない場合は切り捨てるという取扱いは、その時間が労働基準法の労働時間に該当するのであれば、上記通達に違反することになります。その場合には15分未満は15分に切り上げるまたは端数はそのまま残し1ヶ月を合計した時に①に従い端数処理をするといった取扱いが必要になります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO\_社会保険労務士法人 本田和子 / 望月伸恵 / 三浦俊彦 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>